

## ヴィヴ被害対策東京弁護団について

(株)ヴィヴが、**聴覚障害者が聴覚障害者を誘う**という手口で、出資すれば高額の配当があると勧誘し、結果的に多数の聴覚障害者等に被害を与えた事例について、東京都で、ヴィヴ被害対策東京弁護団が結成されました。今回結成された弁護団は、通常のような**住所地の限定や受任に際しての本人の面談等がなく、郵便のやり取りだけでも受任が可能です**。概要については下記のとおりですが、参加希望者は必要書類（弁護団に請求して取り寄せること：下記の2）を揃えて、平成20年3月31日（月）までに弁護団事務局に送付することとなっています。御注意ください。

なお、**弁護団に参加すれば、必ず被害が救済されるというものではありません**が、参加することによって、**被害救済につながる可能性もある**ということなので、念のため申し添えます。

また、県消費生活センターへのお問い合わせに際しては、ファックス（083-923-3407）を御利用ください。来所の場合は、手話通訳者を同道いただくと合わせます。

### 記

#### 1 参加費用

- (1) 着手金 31,500円（損害金に関わらず一律）
- (2) 報酬 回収した金額の10.5%（消費税込み）

#### 2 手続き

参加希望者は、必要書類を揃えて平成20年3月31日（月）までに事務局に送付すること。必要書類は、次の方法で弁護団に請求して郵送で取り寄せること。

《請求方法》

120円切手を貼付した返信用封筒を同封して、事務局あてに資料請求する。（返信用封筒に氏名・住所の記載がない場合と、切手の貼付がない場合は資料送付してもらえないので注意！）

#### 3 事務局の宛先

- ・ちよだ総合法律事務所内「ヴィヴ（V I V）被害対策東京弁護団」
- ・〒102-0081  
東京都千代田区四番町4-8 野村ビル4階
- ・電話：03-5226-3060
- ・FAX：03-5226-3064

## 4 相談事例

- ① 聴覚障害者の仲間に会員としての権利金53万円を出資し、他の出資者を勧誘すれば、一人8万円の配当金が入ると勧められ入会した。しかし、パソコンは持っていないし、送られてきたソフトは何をするものか説明はなく全く分からない。会員登録証はもらったが、契約書も53万円の領収書ももらっていない。この契約を解約したい。
- ② 聴覚障害者の仲間に、53万円出資すれば毎月8万6千円の配当金が入ると勧められた。販社が手話通訳と一緒に来て同じような説明をしたので信用して加入し、現金で一括払いした。ネットのゲームソフトが届いたが未開封だ。約束された配当金が全く入らないので解約したい。
- ③ 知的障害者の夫の知人より、会員としての権利金53万円を出資すれば8万円の配当金が入ると入会を勧められ、夫婦で入会した。月に3千円の会費を払うだけで、収入にならないので解約しようと思っていたら、販社から活動を中止するという書面が届いた。どうすればよいか。ゲー